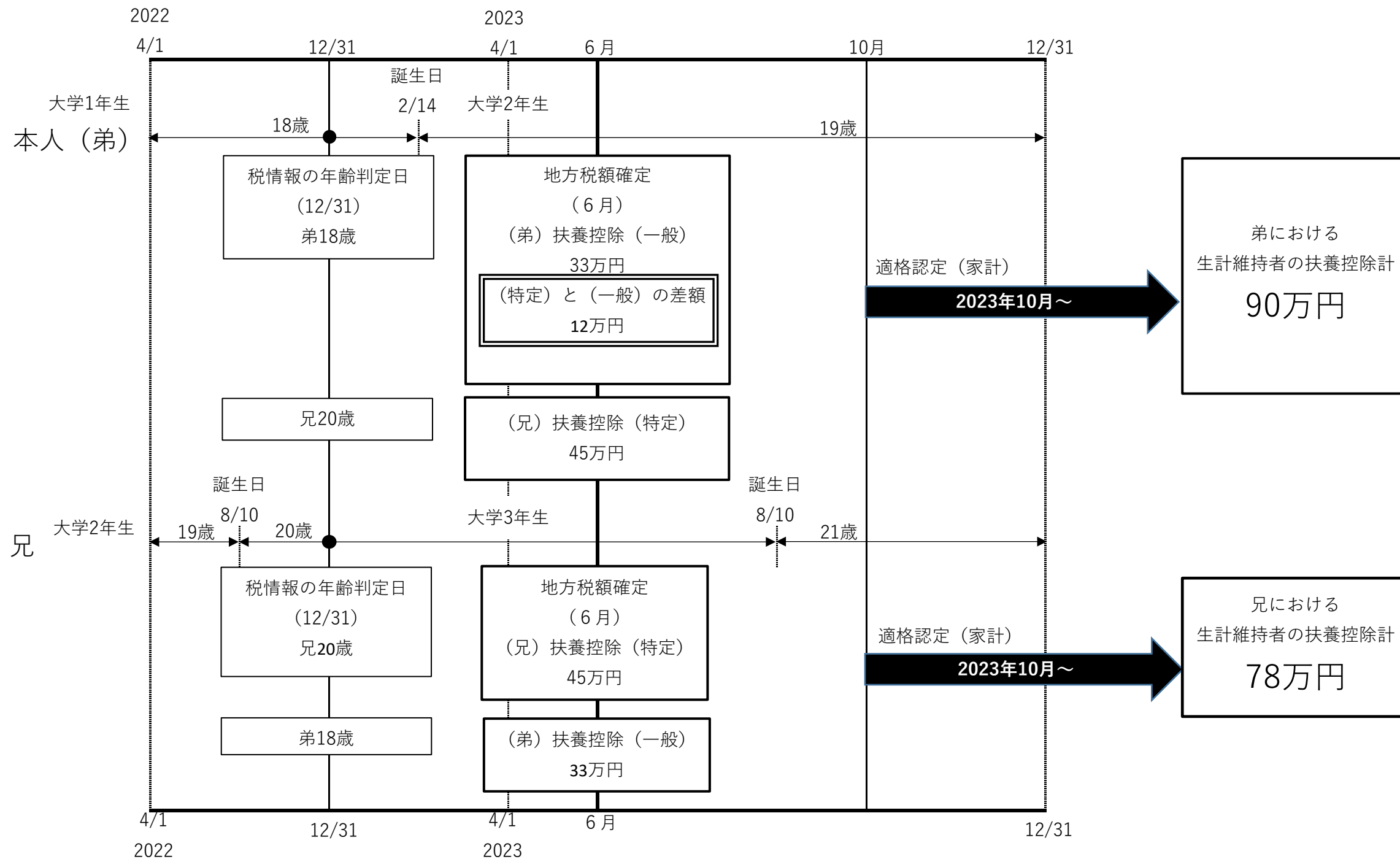


# 生計維持者の扶養者兄弟2人の場合

本人（弟）が早生まれの給付奨学生の生計維持者の扶養控除の説明 ～同じ生計維持者でも支援区分が相違することがある例～



上図のように、早生まれの者に対する控除によって、きょうだい間で支給額算定基準額や支援の区分が異なる場合がありますが、正常な判定結果です。